

令和元年第2回下仁田町議会定例会会議録第2号（7日）

招集年月日	令和元年6月6日					
招集の場所	下 仁 田 町 議 会 議 場					
開閉会日時 及び宣言	開 会	令和元年 6月 6日午前10時00分			議 長	堀 口 博 志
	閉 会	令和元年 6月 13日午前10時25分			議 長	堀 口 博 志
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 12名 欠席 名 欠員 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招示す	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	小 須 田 肇	○	7	佐 藤 勇 二	○
	2	岡 田 邦 敏	○	8	千 野 榮 治	○
	3	永 井 正 之	○	9	島 崎 紘 一	○
	4	木 暮 弘 元	○	10	堀 口 博 志	○
	5	岩 崎 正 春	○	11	岡 田 武 二	○
	6	佐 藤 博	○	12	佐 藤 公 夫	○
会議録署名議員	1番	小 須 田 肇	2番	岡 田 邦 敏		
職務のため議場に出席したものの氏名	事務局 長	岩 井 収		書 記	佐 藤 里 奈	
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	原 秀 男		農 林 課 長	佐 藤 正 明	
	教 育 長	茂 木 学		商 工 観 光 課 長	佐 藤 圭 司	
	総 務 課 長	岡 野 均		建 設 水 道 課 長	阪 本 睦	
	企 画 課 長	猪 野 馨		教 育 課 長	大 小 原 敏 江	
	住 民 税 務 課 長	猪 野 ともえ				
	会 計 課 長	林 通 典				
	福 祉 課 長	岡 田 恵 子				
	保 健 課 長	林 光 一				

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 報告第2号 議員派遣の件
- 報告第3号 平成30年度下仁田町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第4号 甘楽郡土地開発公社経営状況の報告について
- 2 第32号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町固定資産評価員の選任について）
- 3 第33号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町税条例の一部を改正する条例）
- 4 第34号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 5 第35号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例）
- 6 第36号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度下仁田町一般会計補正予算（第5号））
- 7 第37号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号））
- 8 第38号議案 下仁田町教育長の任命について
- 9 第39号議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 10 第40号議案 下仁田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 11 第41号議案 令和元年度下仁田町一般会計補正予算（第1号）
- 12 陳情第2号 教職員定数改善の推進と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を2分の1に復元することを求める意見書採択に関する陳情書

会 議 の 経 過

開 会 令和元年6月7日 午前10時00分

○議長 堀口博志 これから、本日の会議を開きます。

○議長 堀口博志 日程第1、報告第2号 議員派遣の件、会議規則第129条第

1項の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中に議員派遣がありましたので報告いたします。

○議長 堀口博志 次に、報告第3号 平成30年度下仁田町繰越明許費繰越計算書の報告についてを総務課長に報告を求めます。総務課長
(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、報告第3号についてご報告いたします。
報告第3号 平成30年度下仁田町繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度下仁田町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和元年6月6日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

平成30年度下仁田町繰越明許費繰越計算書、一般会計でございます。款の区分と事業名、繰越額を申し上げます。

2款総務費、地域経済循環創造事業4,000万円、6款農林水産業費、小規模農村整備事業1,475万6,000円、6款農林水産業費、ぐんま緑の県民基金事業75万9,000円、8款土木費、公営住宅管理877万8,000円、11款災害復旧費、林道災害復旧事業658万1,000円、合計1億2,280万1,000円のうち、翌年度繰越額は7,087万4,000円で、財源内訳は、非収入特定財源877万8,000円、未収入特定財源4,388万2,000円、一般財源1,821万4,000円でございます。

以上、報告いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長 堀口博志 次に、報告第4号 甘楽郡土地開発公社経営状況の報告についてを企画課長に報告を求めます。企画課長
(猪野馨企画課長 登壇)

○企画課長 猪野馨 命によりまして、報告第4号につきましてご報告申し上げます。

報告第4号 甘楽郡土地開発公社経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、甘楽郡土地開発公社の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和元年6月6日提出、下仁田町長 原秀男。

添付書類1、平成30年度甘楽郡土地開発公社決算書、2、令和元年度甘

楽郡土地開発公社予算書、経営の状況をあらわすものといたしまして添付いたしました書類の内容につきましては、さきの全員協議会におきましてご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上のとおり報告いたします。

○議長 堀口博志 以上で報告は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

住民税務課長、退席をお願いいたします。

休 憩 午前10時05分

再 開 午前10時05分

○議長 堀口博志 休憩を解いて再開いたします。

○議長 堀口博志 次に、日程第2、第32号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町固定資産評価員の選任について）を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

（岡野均総務課長 登壇）

○総務課長 岡野均 命によりまして、第32号議案をご提案、ご説明申し上げます。

第32号議案 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年6月6日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町固定資産評価員の選任についてを専決処分する。

平成31年4月1日、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

下仁田町固定資産評価員の選任について、下仁田町固定資産評価員に下記の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、XXXXXXXXXX、氏名、猪野ともえ、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX。

平成31年4月1日、下仁田町長 原秀男。

理由、人事異動により、平成31年4月1日付で選任する必要が生じたためでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。
第32号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 堀口博志 ご異議ないものと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。
ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時08分

再 開 午前10時08分

○議長 堀口博志 休憩を解いて再開いたします。

○議長 堀口博志 次に、日程第3、第33号議案 専決処分の承認を求めることについて(下仁田町税条例の一部を改正する条例)を議題として、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長
(猪野ともえ住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 猪野ともえ 命によりまして、第33号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第33号議案 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年6月6日提出、下仁田町長 原秀男。

裏面をお願いいたします。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

平成31年3月31日、下仁田町長 原秀男。

理由、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令が平成31年3月29日にそれぞれ公布されたことに伴い、関連する下仁田町税条例等の一部改正を行う必要が生じたためでございます。

次のページをお願いいたします。

下仁田町税条例等の一部を改正する条例、第1条下仁田町税条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げますので、説明は省略させていただきます。

7ページをお願いいたします。

附則、施行日、第1条、この条例は、平成31年4月1日から施行する。
ただし、第1条中下仁田町税条例第34条の7の改正規定並びに同条附則第9条の4、第11条及び第11条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、平成31年6月1日から施行する。

以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第33号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第33号議案は原案のとおり承認されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第4、第34号議案 専決処分の承認を求めることについて(下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長

(猪野ともえ住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 猪野ともえ 命によりまして、第34号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第34号議案 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和元年6月6日提出、下仁田町長 原秀男。

裏面をお願いいたします。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

平成31年3月31日、下仁田町長 原秀男。

理由、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に

公布されたことに伴い、関連する下仁田町国民健康保険税条例の一部改正を行う必要が生じたためでございます。

次のページをお願いいたします。

下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、下仁田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書き中「58万円」を「61万円」に改める。第23条中「58万円」を「61万円」に改める。同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附則、施行期日、第1条、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

適用区分第2条、この条例による改正後の下仁田町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第34号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員であります。よって、第34号議案は原案のとおり承認されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第5、第35号議案 専決処分の承認を求めることについて(下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例)を議題とし、提案理由の説明を商工観光課長に求めます。商工観光課長

(佐藤圭司商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 佐藤圭司 命によりまして、第35号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第35号議案 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定

により、これを報告し、承認を求める。

令和元年6月6日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いします。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を専決処分する。

平成31年3月31日、下仁田町長 原秀男。

理由、借りかえ制度について1年再延長し、継続実施するため。

次のページをお願いします。

下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例、下仁田町小口資金融資促進条例の一部を次のように改正する。

附則第2号中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 本来この専決処分は、平成31年3月31日で終了する条例であるから、3月の定例会に提出すべき案件だということとあわせて、附則第2号中「平成31年3月31日」を、その次平成32年という年号はないはずだから、これが平成31年3月31日に出したものであれば4月1日から施行するんだと。これは、ここが令和2年になるのが適当だと思うんですけども、その辺のところはどうなの。

○議長 堀口博志 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 4月1日現在の施行ですので、ここは平成32年3月31日ということで問題ないかと思います。

○12番 佐藤公夫 はい。

○議長 堀口博志 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第35号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第35号議案は原案のとおり承認されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第6、第36号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度下仁田町一般会計補正予算（第5号））を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長
（岡野均総務課長 登壇）

○総務課長 岡野均 命によりまして、第36号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第36号議案 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

令和元年6月6日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり（平成30年度下仁田町一般会計補正予算（第5号））を専決処分する。

平成31年3月31日、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

平成30年度下仁田町一般会計補正予算（第5号）、平成30年度下仁田町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,582万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億9,801万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年3月31日専決処分、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。2款地方譲与税137万6,000円、3款利子割交付金40万6,000円、4款配当割交付金10万5,000円、5款株式等譲渡所得割交付金28万8,000円、6款地方消費税交付金2,066万1,000円、7款ゴルフ場利用税交付金180万6,000

円、8款自動車取得税交付金597万1,000円、10款地方交付税1,796万4,000円、11款交通安全対策特別交付金33万2,000円の減、13款使用料及び手数料28万8,000円、14款国庫支出金127万6,000円、15款県支出金137万円、16款財産収入7,000円、17款寄附金98万1,000円、18款繰入金7,569万円の減、20款諸収入2,000円、21款町債2,230万円の減、歳入合計49億4,383万7,000円から4,582万1,000円を減額し、48億9,801万6,000円としております。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款議会費5万円の減、2款総務費651万4,000円の減、3款民生費12万9,000円の減、4款衛生費48万9,000円の減、6款農林水産業費356万9,000円の減、7款商工費732万5,000円の減、8款土木費1,971万8,000円の減、10款教育費803万4,000円の減、13款諸支出金7,000円、歳出合計、49億4,383万7,000円から4,582万1,000円を減額し、48億9,801万6,000円としております。

6ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正、(変更)でございます。起債の目的は過疎対策事業で、限度額2億6,450万円から1,500万円を減額し、2億4,950万円に、防災対策事業債は、限度額1,480万円から320万円を減額し、1,160万円に、災害復旧事業債は、限度額410万円の全額を減額し、ドレーンとしております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じで記載のとおりでございます。

7ページからの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。また、9ページ、2の歳入、14ページ、3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第36号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第36号議案は原案のとおり承認されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第7、第37号議案 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号))を議題とし、提案理由の説明を建設水道課長に求めます。建設水道課長

(阪本睦建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 阪本睦 命によりまして、第37号議案を朗読し、ご提案を申し上げます。

第37号議案 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和元年6月6日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをご覧ください。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成30年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)を専決処分する。

平成31年3月31日、下仁田町長 原秀男。

次のページをご覧ください。

平成30年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)、平成30年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ290万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,252万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月31日専決処分、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正ですが、款の区分と補正予算額のみを申し上げます。

歳入をご覧ください。1款分担金及び負担金65万3,000円、2款使用料及び手数料50万8,000円の減、4款県支出金108万6,000円の減、5款財産収入1,000円、6款繰入金196万7,000円の減、7款諸収入1,000円の減、歳入合計、補正前の予算額7,543万円から290万8,000円を減額し、7,252万2,000円としております。

次に、歳出をご覧ください。1款浄化槽事業費209万1,000円の減、2款公債費81万7,000円の減、歳出合計、補正前予算額7,543万円から290万8,000円を減額し、7,252万2,000円としております。

歳入歳出予算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第37号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第37号議案は原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩をいたします。

教育長、退席をお願いします。

休 憩 午前10時36分

再 開 午前10時36分

○議長 堀口博志 休憩を解いて再開いたします。

○議長 堀口博志 次に、日程第8、第38号議案 下仁田町教育長の任命についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第38号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第38号議案 下仁田町教育長の任命について、下記の者を下仁田町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、XXXXXXXXXX、氏名、茂木学、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX。

令和元年6月6日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由ですが、茂木学氏が令和元年6月30日をもって任期満了となるためでございます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、第38号議案 下仁田町教育長の任命についてを採決いたします。

第38号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 堀口博志 異議ないものと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 堀口博志 次に、日程第9、第39号議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第39号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第39号議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例、下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「56万6,000円」を「49万5,000円」に改め、同条第3号中「54万円」を「46万6,000円」に改める。

附則、この条例は、令和元年7月1日から施行する。

令和元年6月6日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑は

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。第39号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時41分

再 開 午前10時42分

○議長 堀口博志 休憩を解いて再開いたします。

○議長 堀口博志 次に、日程第10、第40号議案 下仁田町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求めます。福祉課長

(岡田恵子福祉課長 登壇)

○福祉課長 岡田恵子 命によりまして、第40号議案を朗読し、ご提案、ご説明を申し上げます。

第40号議案 下仁田町介護保険条例の一部を改正する条例、下仁田町介護保険条例の一部を次のように改正する。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

施行期日、第1項、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び次項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

経過措置、第2項、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和元年6月6日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第40号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 堀口博志 挙手全員です。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 堀口博志 次に、日程第11、第41号議案 令和元年度下仁田町一般会計補正予算(第1号)を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第41号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第41号議案 令和元年度下仁田町一般会計補正予算(第1号)、令和元年度下仁田町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ594万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億8,394万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月6日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。16款県支出金22万4,000円、20款繰越金42万2,000円、21款諸収入530万円、歳入合計52億7,800万円に594万6,000円を追加し、52億8,394万6,000円としたいとします。

次に、歳出でございます。2款総務費450万円、10款教育費144万6,000円、歳出合計52億7,800万円に594万6,000円を追加し、52億8,394万6,000円としたいとします。

4ページ、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきま

しては省略をさせていただきます。また、7ページの2の歳入、8ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 堀口博志 提案理由の説明が終わりましたので、第41号議案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。島崎絃一君

○9番 島崎絃一 1点だけ確認のために質問させていただきますけれども、先ほど39号議案、副町長、教育長の給与の条例が可決されました。減額ということでございますが、これについての補正が盛り込まれていない。この辺についてはどういう見解ですか。

○議長 堀口博志 総務課長

○総務課長 岡野均 今回、教育長、副町長の減額につきましては、7月1日以降という適用でございます。つきまして9月の補正のほうで減額をさせていただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長 堀口博志 島崎絃一君

○9番 島崎絃一 説明を受ければなるほどと思うわけですがけれども、直近の定例会で、やはり条例改正が発生すると。そういうことを前提に速やかに補正も対応しているのが筋かなと思うわけですがけれども、その辺はどうですか。

○議長 堀口博志 総務課長

○総務課長 岡野均 確かに人事案件の同意をいただける部分がございますので、まずはその人事案件のご同意または減額補正の同意が得られるかどうかという部分もございましたので、9月の補正ということにさせていただきました。

○議長 堀口博志 島崎絃一君

○9番 島崎絃一 今までも大体条例は可決することを前提に補正予算なりの予算を決めているわけだから、やはりこの件についてだけ可決されるかどうかがあるなんていう解釈はちょっと統一性に欠けているかなと。今までも補正予算なり本予算は条例が可決することを前提に予算を組んで提出された、そういうふうに記憶しているんで、その辺は統一した見解を持っていただきたいと思えます。

○議長 堀口博志 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 堀口博志 質疑がないようですので、質疑を終結して、第41号議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 堀口博志 異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 堀口博志 次に、日程第12、陳情を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第2号 教職員定数改善の推進と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を2分の1に復元することを求める意見書採択に関する陳情書は、総務常任委員会に付託したいと思います。

○議長 堀口博志 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 令和元年6月7日 午前10時52分